

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定 新旧対照表

旧	新	改定の概要
<p>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <div data-bbox="130 520 1282 611" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。</p> </div> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一覧表を作成した日付 ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名 ・ 保存対象書類の名称及び冊数 <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div data-bbox="189 1150 1249 1885" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">保存対象書類一覧表（例）</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※補助簿・日計表を含む。 ・ 明細書綴り 1冊 ・ 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。 ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通 <p style="text-align: right;">平成×年×月×日 ○○○○（国会議員関係政治団体名） 会計責任者 ○○ ○○</p> </div>	<p>V. 政治資金監査指針② 個別監査指針</p> <p>1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</p> <div data-bbox="1347 520 2499 611" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。</p> </div> <p>1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一覧表を作成した日付 ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名 ・ 保存対象書類の名称及び冊数 <p>保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。</p> <div data-bbox="1406 1150 2466 1885" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">保存対象書類一覧表（例）</p> <p>当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※補助簿・日計表を含む。 ・ 明細書綴り 1冊 ・ 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。 ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通 <p style="text-align: right;">令和×年×月×日 ○○○○（国会議員関係政治団体名） 会計責任者 ○○ ○○</p> </div>	<p>改元に伴い改めるもの</p>

VII. 政治資金監査報告書

1. 政治資金監査報告書の記載事項

5. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

VII. 政治資金監査報告書

1. 政治資金監査報告書の記載事項

5. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

工業標準化法の一部改正の反映
※ 当該部分は令和元年7月1日に改定

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

改元に伴い改めるもの

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

改元に伴い改めるもの

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 令和×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

改元に伴い改めるもの

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

工業標準化法の一部改正の反映
※ 当該部分は令和元年7月1日に改定

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟
登録番号 第××××号
研修修了年月日 令和×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(以下略)

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

改元に伴い改めるもの